

町民会館(ボランティア活動センター含む) 利用時における新型コロナウイルス感染症対策

【町民会館の感染症対策】

- ①職員はマスクを着けて業務します。
- ②受付にパーテーションを設置します。
- ③館内各所に手指消毒液を設置します。
- ④新型コロナウイルスに感染した人が利用していたことが判明した場合、保健所の指導のもと、利用団体代表者に対して情報提供を行います。
- ⑤清掃業者や施設職員が、トイレやドアノブ等の共用部分の消毒を定期的に行います。
- ⑥各部屋の扉は常時開放し、窓は天候や虫害を考慮して適時換気を行います。
- ⑦利用者が密集しないように大ホール及び各会議室の利用定員の制限を行います。

【利用定員】

□大ホールの利用定員

○稼働椅子を使用した場合 138人

○稼働椅子を使用しない場合 200人

□会議室の利用定員

○2F 第1会議室 6人(長机6台)

第2会議室 6人(長机6台)

学習室 10人(長机10台)

ボランティア活動センター 16人(センター10人、多目的室6人) ※職員は除く

○3F 第3会議室 8人(長机8台)

第4会議室 11人(長机11台)

第5会議室(和室) 20人

第6会議室(調理室) 7人(長机7台)

【利用者に対するお願い】

- ①利用ごとに利用者名簿(氏名・連絡先等)を作成してください。(提出不要)
- ②体調の悪い人は利用を控えてください。
- ③マスクを着用してください。
- ④入館時に手指消毒をしてください。
- ⑤極力、窓、扉を開けた状態で利用してください。
- ⑥利用時に貸与する消毒セットで、利用後に机、ドアノブ等の消毒行ってください。

【行事を開催する場合】

- ①行事の実施要項及び開催内容に応じた感染症対策計画を作成し、事前に行事開催について担当者と協議してください。
- ②行事開催日当日の参加者名簿を作成し、行事終了後、参加者名簿の写しを町民会館に提出してください。(行事終了後1ヶ月保存し、破棄します)